

金沢市告示第16号

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）第11条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、住所又は居所（納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が次の表に掲げる地域にある者に係る期限で、令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月17日

金沢市長 村山卓

指定地域
富山県
石川県